

「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」推進本部
設置要綱

(設置)

第1条 本市及び京都府警察は、相互に連携し、地域との協働の下、市民生活の一層の安心安全の実現とともに、京都市を訪れる全ての方の安心安全の向上を目指し、長い歴史の中で育んできた住民自治の伝統や支え合いの精神を継承しながら、「だれもが安心してらせるまちづくり」に取り組むため、「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市民との情報共有及び意見交換に関すること。
- (2) 市民の自主的な防犯活動の支援に関すること。
- (3) 区に対する防犯活動の支援に関すること。
- (4) 防犯に関する調査研究に関すること。
- (5) 運動プログラムの策定に関すること。
- (6) 前各号の事務の進行管理に関すること。
- (7) その他推進本部の目的を達成するための活動に関すること。

2 推進本部は、事業の推進に当たっては、市民と緊密な連携及び協働に努めるものとする。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長及び京都府警察本部長をもって充てる。
- 3 副本部長は、主管副市長及び京都府警察京都市警察部長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(本部長の職務)

第4条 本部長は、相互に連携して推進本部の事務を総理する。

- 2 本部長のいずれにも事故あるときは、あらかじめその指定する副本部長がその職務を代行する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、2年に1度の開催とする。ただし、いずれかの本部長が必要であると認めるときは随時招集する。

- 2 本部長は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 推進本部に、具体的な施策の推進を図るため、部会を置く。

- 2 部会の組織及び運営に関する事項については、別に定める。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、文化市民局において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が協議して定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月27日から施行する。

附 則（平成27年4月1日決定）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日決定）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日決定）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日決定）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日決定）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日決定）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年1月27日決定）

この要綱は、令和8年1月27日から施行する。

附 則（令和8年4月1日決定）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

- (1) 総合企画局長
- (2) 行財政局長
- (3) 文化市民局長
- (4) 産業観光局長
- (5) 環境政策局長
- (6) 保健福祉局長
- (7) 子ども若者はぐくみ局長
- (8) 都市計画局長
- (9) 建設局長
- (10) 北区長
- (11) 上京区長
- (12) 左京区長
- (13) 中京区長
- (14) 東山区長
- (15) 山科区長
- (16) 下京区長
- (17) 南区長
- (18) 右京区長
- (19) 西京区長
- (20) 西京区洛西担当区長
- (21) 伏見区長
- (22) 伏見区深草担当区長
- (23) 伏見区醍醐担当区長
- (24) 消防局長
- (25) 公営企業管理者交通局長
- (26) 公営企業管理者上下水道局長
- (27) 教育長
- (28) 警察本部総務部長
- (29) 警察本部警務部長
- (30) 警察本部生活安全部長
- (31) 警察本部地域部長
- (32) 警察本部刑事部長
- (33) 警察本部交通部長
- (34) 警察本部警備部長
- (35) 京都府警察サイバー対策本部長
- (36) 上京警察署長
- (37) 東山警察署長

- (38) 中京警察署長
- (39) 下京警察署長
- (40) 左京警察署長
- (41) 伏見警察署長
- (42) 山科警察署長
- (43) 右京警察署長
- (44) 南警察署長
- (45) 北警察署長
- (46) 西京警察署長
- (47) 向日町警察署長